

返戻金制度について（規定より抜粋）

第 10 条（本委託業務の対価）

2. 応募者が業務開始後、明らかに当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し、当該残高を支払うものとする。

業務開始日から起算して1ヶ月未満

$$\vdots$$

コンサルティングフィーの 80%相当額

業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満 :

$$\vdots$$

コンサルティングフィーの 50%相当額

業務開始日から起算して3ヶ月以上6ヶ月未満 :

$$\vdots$$

コンサルティングフィーの10%相当額

3. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職、解雇または契約解除されるに至った場合には、乙は受領したコンサルティングフィーの一切を甲に返還することを要せず、未払のコンサルティングフィーがある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならない。
4. 乙は甲に対して、応募者が甲において業務開始後速やかに本条第1項に定めるコンサルティングフィーを請求し、甲は、その請求書を受領した月の当月末日（当該末日が金融機関非営業日であった場合は直前の営業日）までに（応募者の業務開始日が当月25日以降の際は、その翌月5日までに）、請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。

許可番号

16-ユ-300203

事業所の名称及び所在地 合同会社ウエルト 富山市下新本町3番5号